



check!!

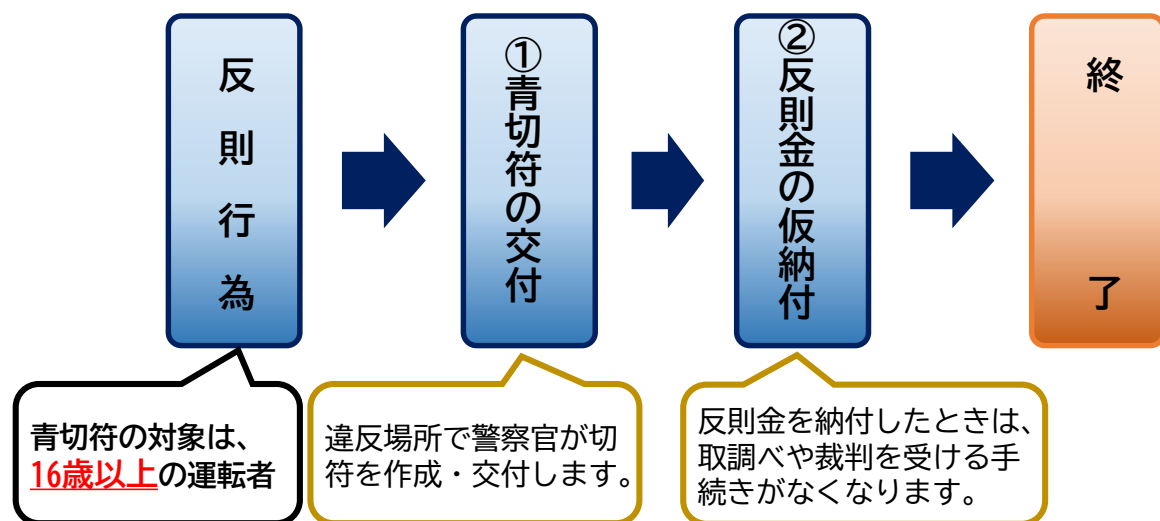
16歲以上

自転車に対する交通反則通告制度

令和8年4月1日から、自転車にも「青切符」が適用されます！



違反をすると、どうなるの？



16歳未満の者による違反については、これまでと同様に指導警告票、自転車安全指導カードの交付などによる指導警告を行います。

※酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転などの悪質・危険な交通違反は、赤切符等の刑事手続きとなります。



違反を繰り返すと、どうなるの？

14歳以上の者が、3年以内に2回以上反復して一定の交通違反で検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）により「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

【対象者】

- 14歳以上の者
- 危険な交通違反を3年以内に2回以上交通取締りを受けた者

※危険な交通違反が原因で交通事故を起こした者も、
交通取締りを受けた者に含まれることがあります。



【受講命令】

講習時間：3時間
講習手数料：6,000円

講 受

危険性の改善

未受講

**受講命令に従わないと
5万円以下の罰金**

※講習手数料は、条例の改正により変更となることがあります。

【対象となる危険な交通違反(16項目)】

- 信号無視 ●通行禁止違反 ●歩行者用道路における車両の義務違反 ●通行区分違反
●路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ●遮断路切立入り ●交差点安全進行義務違反等
●交差点優先車妨害等 ●環状交差点安全進行義務違反等 ●指定場所一時不停止等
●歩道通行時の通行方法違反 ●制動装置不良自転車運転 ●酒気帯び運転等
●安全運転義務違反 ●携帯電話使用等 ●妨害運転

もっと詳しく知りたい方はこちら👉



自転車の基本的な交通ルール

1 自転車で車道を通行するときのルール

ア 車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

歩道又は路側帯※と車道の区別のある道路では、原則として、車道を通行しなければなりません。（法第17条第1項）

※路側帯とは、歩行者が通行するため、歩道のない道路の路端寄りに白線で区画された場所です。



路側帯

イ 左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。（法第17条第4項、第18条第1項）

逆走はなぜ危険？

- 逆走（自転車で道路の右側を通行すること）は、
- ・ 駐車車両等の障害物があるときや見通しの悪いカーブで対向車から自転車が見えず正面衝突する危険がある。
 - ・ 自転車が車道の右側を通行していると交差点で自転車自動車の左方から飛び出してきたときに自動車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない。
- といったことから大変危険です。

右側通行は危険

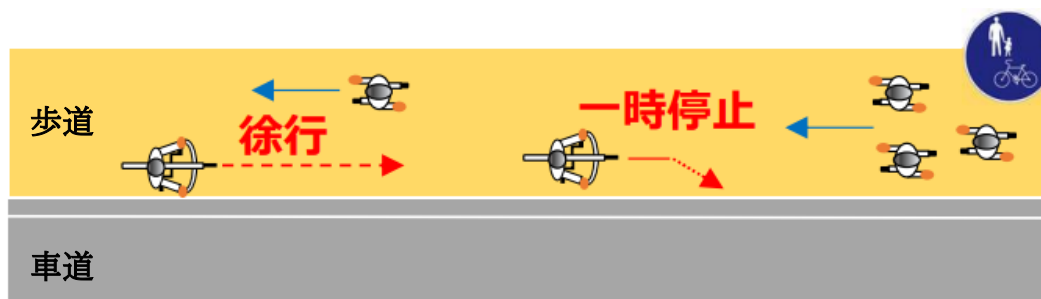


2 自転車で歩道を通行するときのルール

普通自転車で歩道を通行することができる場合に、歩道通行をするときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。（法第63条の4第2項）

また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

※徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



3 信号に関するルール

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。（法第7条）

また、「車両用信号」が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。



「歩行者・自転車専用」

自転車の基本的な交通ルール

4 一時停止に関するルール

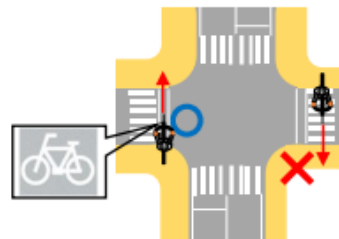
一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。（法第43条）



5 道路を横断するときのルール

ア 自転車横断帯が設けられているとき

自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。（法第63条の6、63条の7）



イ 横断歩道の通行について

道路を横断する場合は、横断歩道を通行することもできます。ただし、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません。（法第25条の2第1項）

6 危険な行為の禁止（刑事手続きの対象となる重大な違反）

ア 飲酒運転の禁止

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することが禁止されています。（法第65条第1項）

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがあるときは、酒酔い運転として、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科されます。また、血中濃度が0.3mg/ml又は呼気中濃度が0.15mg/l以上のときは、酒気帯び運転として、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。



イ 携帯電話使用の禁止

自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています。（法第71条第5号の5）

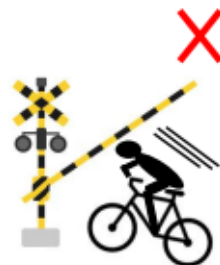
携帯電話・スマートフォン等を使用して、実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、携帯電話使用等（交通の危険）として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。



7 その他走行する際に守らなければならないルール

ア 踏切を通過するときのルール

自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線があるときはその直前）で停止し、安全であることを確認しなければいけません。（法第33条第1項）



イ イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止

自転車に関するルールの中には、公安委員会が個別に規定しているものがあります。

傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転は、全ての都道府県で禁止されています。（法第71条第6号）



【反則行為と反則金の額】

【刑事手続きによって処理される重大違反】

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反	6,000円
追越し違反	
踏切不停止等	
横断歩行者等妨害等	
安全運転義務違反	
通行禁止違反	5,000円
歩行者用道路徐行違反	
歩行者等側方通過義務違反	
法定横断等禁止違反	
優先道路通行車妨害等	
徐行場所違反	
指定場所一時不停止等	
通行帯違反	
車間距離不保持	
進路変更禁止違反	
割込み等	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
無灯火	
泥はね運転	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	3,000円
歩道徐行等義務違反	
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
交差点右左折方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
自転車道通行義務違反	
警音器使用制限違反	

違反の内容	罰則
過失建造物損壊	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	
妨害運転（著しい交通の危険）	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	
過労運転等	
妨害運転（交通の危険のおそれ）	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
携帯電話使用等（交通の危険）	
救護義務違反	1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
警察官現場指示違反	3年以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	
事故不申告	
制動装置不良自転車措置命令等違反	5万円以下の罰金
自転車運転者講習受講命令違反	
自転車通行方法指示違反	2万円以下の罰金又は料料

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



※反則行為は、113種類あります。

長浜地区交通安全協会・伊香交通安全協会